

総社市給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第25号

総社市給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

総社市給水条例の一部を改正する条例（令和2年総社市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>令和3年4月1日</u>から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の総社市給水条例第25条の規定は、<u>令和3年4月</u>以後の月分の料金について適用し、同月前の月分の料金については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>令和2年10月1日</u>から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の総社市給水条例第25条の規定は、<u>令和2年10月</u>以後の月分の料金について適用し、同月前の月分の料金については、なお従前の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。